

子ども福祉法

カナダ・アルバータ州・2002年

村 井 衡 平

第1条 解 釈 (1) この法律において、

- (a) “縁組命令”とは、第30条のもとでなされた命令を意味する。
- (b) “生物学上の父”とは、
 - (i) 子どもの出生のときに生物学上の母と婚姻しており、
 - (ii) 生物学上の母より子どもの生物学上の父と認められており、
 - (iii) 裁判所により子どもの生物学上の父と宣言される子、または
 - (iv) 彼が子どもの生物学上の父であることをディレクターに宣言する人を意味する。
- (c) “生物学上の母”とは、子どもを出生した女性を意味する。
- (d) “子ども”とは、15才未満の人を意味する。
- (e) “子どもおよび家族サービス当局”とは、子どもおよび家族サービス当局法のもとで創造された当局を意味する。
- (f) “子ども福祉ワーカー”とは、ディレクターによって子ども福祉ワーカーとして任命された人を意味する。
- (g) “子どもの支持者”とは、州知事によって、本法の目的のために子どもの支持者として任命された人を意味する。
- (h) “法廷”とは、地方裁判所を意味する。
- (i) “監護命令”とは、第9条のもとでなされた合意を意味する。
- (j) “ディレクター”とは、ミイニスターによって、本法および“売春防止法に含まれる子どもの保護に関する法律”のために、ミイニスターによって、ディレクターとして任命された人を意味する。

- (k) “養親”とは、ディレクターによって養親として承認された人を意味する。
- (l) “監護者”とは、
- (i) 家族関係法の第7条のもとで、子どもの監護者であるか、または監護者に任命された人、または、
 - (ii) 合意にもとづき、または本法のもとで養親として承認された人を意味する。
- (m) “インディアン”とは、インディアン法（カナダ）に定義されたインディアンを意味する。
- (n) “ミニニスター”とは、政府構成法の第16条において、本法のために責任を負うべく定められた人を意味する。
- (o) “平和委員”とは、都市警察サービスまたは王立カナダ山岳警察または特別な治安官を意味する。
- (p) “永続的な監護合意”とは、第11条のもとでなされた合意を意味する。
- (q) “永続的な監護命令”とは、第34条のもとでなされた命令を意味する。
- (r) “私的な監護命令”とは、第56条のもとでなされた私的な監護命令を意味する。
- (s) “保護的なサービス”とは、本法のもとで第106条に定められた例外を除き、子どものために定められたサービスを意味する。
- (t) “安全処置証明書”とは、第43条のもとでの安全処置証明書を意味する。
- (u) “安全処置協会”とは、ミニニスターによって安全処置協会と規定された場合をいう。
- (v) “安全処置命令”とは、第44条のもとでなされた命令を意味し、かつ、更新された命令を含む。
- (w) “Sibling”とは、養親として生物学上の母または父と同様の人を意味する。
- (x) “兄弟”とは、生物学上の母または父と同様の人を意味する。
- (y) “監護命令”とは、第28条のもとになされた命令または更新された命令を含む。
- (z) “扶養命令”とは、第8条のもとでなされた命令を意味する。

子ども福祉法

- (2) 本法の目的のために、子どもは保護サービスを必要としており、子どもの回復、安全および発達が下記のいずれかの理由で危険にさらされていると信じるに十分な合理的、かつ、蓋然的な理由が存在する。
- (a) 子どもが遺棄されているか、または行方不明である。
 - (b) 子どもの監護者が死亡し、子どもは他に監護者がいない。
 - (c) 子どもの監護者が、子どもに生活必需品を支給することができないか、支給する意思がないとき。
 - (d) 子どもが子どもの監護者によって肉体的に傷つけられるか、または性的に虐待をうける実質的な危険が存在する。
 - (e) 子どもの監護者が、子どもを肉体的な傷害または性的虐待から保護することができないか、またはその意思がない。
 - (f) 子どもが子どもの監護者によって継続的な侵害をうけている。
 - (g) 子どもの監護者が子どもを感情的な侵害から保護したくても、できない。
 - (h) 子どもの監護者が、子どもを虐待または異質な放置もしくは処罰から救済することができないか、またはそれを望んでいない。
 - (i) 子どものおかれている条件または行動が、子どもの監護者が子どものニーズに合わせようと適時に配慮することを妨げている。
- (3) 本法の目的からみて、
- (a) 子どもは精神的または行動的な不調による不安、うつ病により、情緒的に侵害されており、かつ、かかる情緒的な侵害は
 - (A) 拒絶。
 - (B) 愛情の喪失または認識の刺激。
 - (C) 家庭内暴力の発覚または重大な家庭内の不調和。
 - (D) 不適切な批判、おどしあるいは子ども自身または子どもに対し、もしくは子どもの精神的、感情的な諸条件、または子どもと同じ住居に住む誰れかによる常習的なアルコールまたはドラッグの使用。
 - (b) 子どもは身体的に侵害されている。もし子どもの身体のどこかに思いがけない実質的な外形状に著しい侵害が存在するか、打ち傷、すり傷、傷あと、骨折または他の身体的侵害、脱臼、出血、破裂、内臓の粘着、やけど、凍傷、頭髮または歯の機能喪失。

(c) 子どもが性的な接触を含む行為にさらされ、または売春を含む性的な乱用をうける。

(4) 本法の規定に従い、本法のもとでの合意または命令の下での子どもの監護者である人は、家族関係法の下での監護者である。

第2条 考慮すべき事柄。 裁判所およびすべての人々は、本法の下で保護サービスを必要としているすべてのこどもの最善の利益に関するなんらかの権威を行使し、かつ、そうするについて他の関連する事項と共に、下記の事項を考慮すべきものとする。

(a) 家族が社会の基本的な単位をなしており、その幸福が支持され、確保されるべきである。

(b) 子どもの利益が承認され、その幸福が確保されるべきである。

(c) 家族はそのプライバシーおよび自由の侵害について、最少限度に止める権利を有しており、このことは個々の家族メンバーおよびそれを統合する1つの社会を成している。

(d) もし子どもが意見を表明することができるならば、子どもに影響を及ぼす事柄に関する意見をのべる機会をもつ権利があり、かつ、子どもの意見は、子どもに関する決定をするに当って考慮すべきである。

(e) 家族はその子どもの世話および保護について責任を負うべきであり、すべての子どもは、家族の1員として必要であり、価値のあるメンバーとなる機会をもつべきであり、その目的のために、

(i) 子どもの世話をするために家族を支持するサービスが必要であれば、これらのサービスは、家族単位を維持し、かつ、子どもを家族から移動する必要を阻止し、

(ii) 子どもは、他の集中的でない方法が子どもの生き残り、安全または発達の保障に充分であるときにのみ、家族から他に移動されるべきである。

(f) 子どもの家族の許から子どもを移動させることに関する決定には、下記の事項を考慮に入れる必要がある。

(i) 可能な限り、生活を維持する利益、可能な限り、子どもの家族的、

文化的、社会的および宗教的伝統を維持するについての子どもの利益、

(ii) 世話および関係が安定して継続するについての子どもの利益、

子ども福祉法

- (iii) 子どもが家族の中に維持されるか、家族から移動されるか、または家族に返えされることの危険性、
- (iv) 子どもが離されるメリットと家族のもとに留まることのメリットの比較。
- (g) 保護的なサービスを必要としているこどもの保護と両立しないとき、子どもの家族は、家族を維持し、保持する本法のもとでの他の介入の必要を阻止する。
- (h) 子どもを家族のいない他の場所におくことに関するなんらかの決定には、
 - (i) 子どもの家族的、文化的、社会的および宗教的な伝統への利益。
 - (ii) 子どもへの配慮および関係の安定性と継続性の利益。
 - (iii) 子どもを子どもの家族共同体にできる限り近いところにおくことの利益、
 - (iv) 子どもの智的、感情的および肉体的なニーズおよびこれらの発展的な段階、さらに、
 - (v) 提案された処置が子どもにとって適切かどうか、
- (i) 保護的なサービスに関する規定は、子どもが保護的なサービスを必要とする原因を救済し、または協議する。
- (j) 子どもが本法のもとで世話されているとき、子どもはニーズに合う適切なレベルの世話をうけ、かつ、共同体の標準に適合し、適切な報酬が伴うべきである。
- (k) 子どもが本法のもとで世話されていき、子どもの世話のプランは、世話および関係の安定性と継続性を目ざすべきである。
- (l) 本法のもとで子どもの世話について責任を引き受ける人は、子どもに家族的、社会的、文化的、宗教的な伝統を知らせるべく努力すべきである。
- (m) 子どもに影響を及ぼす決定をしたり、追加するのに不衡平とされるのをなくすべきである。

第3条 子どもの弁護士の事務所 (1) 委員会における副総督はミイニイスターの推せんにより、子どもの弁護士を任命し、1年を越えない期間、事務所を維持するものとする。

- (2) ミイニイスターは、子どもの弁護士の報酬の手続および事務所、スタッフの費用の支払いを許可する。
- (3) 子どもの弁護士は、
- (a) ミイニイスターに、本法およびこれらのサービスの規定のもとでサービスをうける子どもの福祉および利益に関する事項についてアドバイスをし、
 - (b) 本法の下でのサービスをうけている子どもに関する弁護士の注意を引く不平または不満を観察し、
 - (c) 本法のもとでサービスをうけている子どもの権利、利益および見解を表明し、
 - (d) 規則によって子どもの弁護士に与えられる付加的な職務および機能を遂行し、または（時に応じてミイニイスターによる子どもの弁護士へ）
 - (e) 子どもの弁護士としての義務および機能の行使に関するミイニイスターの年次報告を準備し、提出する。
- (4) 第3条(e)のもとでレポートを受領し、ミイニイスターはレポートのコピーを開会中の立法議会の面前に、そうでなければ、次の開始後15日以内に提出するものとする。
- (5) 子どもの弁護士の義務および権利を遂行するために、子どもの弁護士は、
- (a) 本法のもとでサービスをうけている子どもと通信し、かつ、訪問し、または子どもに関する規則のもとで、なんらかの義務または機能を託されている。
 - (b) ディレクター、他の人またはディレクターの便益のためにサービスを提供する代理人の占有している子どもに関する情報にアクセスする権利を有している。
 - (c) 本法のもとでサービスを受けている子どもの請求にもとづいて、この法律により、または子どもに関する規則のもとで、なんらかの義務または機能を託されている。すなわち、
 - (a) 本法の管理の許で雇われ、もしくは従事する被傭者、または
 - (b) 子どもの世話をし、子どもを代理し、子どもの福祉に関与している。
 - (c) 本法のもとでサービスをうけている子どもの利益のために行動するミイニイスターまたは他の誰れかは、本法のもとで子どものサービス

子ども福祉法

に関する規定について、子どもの利益のために受領し、参照または観察し、かつ、勧告する。

- (d) 子どもに関する重要な規定が本法のもとでなされるとき、サービスをうける子どもまたは子どもの代理人の利益のために、情報を提供する。
 - (e) 子どもの弁護士が発案により、または本法のもとでサービスをうける子どもの請求にもとづいて、子どもに関するディレクターの決定に反対し、または再調査の申立を援助する。
 - (f) 本法のもとでサービスを受ける子どもに関して援助を与え、かつ、助言する。
- (6) 子どもの弁護士は、本法のもとで子どもの弁護士に付与された権能または子どもに関する規則によって付与または課せられた義務または権能を
- (a) 本法にもとづいて雇われ、または従事する人、
 - (b) 子どもの世話をし、代理し、子どもの福祉に関心をもつ人に委託することができる。

第1部 予備的介入

- 第4条 必要な子どもの報告** (1) 子どもが保護的サービスを必要としていると信じる合理的かつ蓋然的な根拠をもつ人は、報告書をディレクターに送付するものとする。
- (2) (1)項の規定は、それにもとづいて信頼がきづかれる情報が内容であり、かつ、その開示は他のすべての法律の下でも禁止される。
- (3) 本条は、ソリシターと依頼者との間の信頼関係の結果である1つの特権としての情報に適用しない。
- (4) 本条に従って報導する人を訴えることはできない。ただし、報導が悪意または合理的かつ蓋然的理由なしになされたときは、この限りでない。
- (5) 本法によって定められた刑罰の規定にもかかわらず、さらに加えて、ある人が第(1)項に適合していないにもかかわらず、規則に定められた職業または仕事のもとに登録されているとき、ディレクターは、かかる職業または仕事の支配的な団体にアドバイスするものとする。
- (6) 第1項の規定に従わない人は罪を犯しており、3,000ドルを越えない罰金について有罪であり、かつ、支払わないとき、6カ月未満の拘留に処せられる。

第5条 平和オフィサー。平和オフィサーが合理的かつ蓋然的理由のもとづいて、子どもがカナダ政府の法律のもとで罪を犯したと信じる場合に、子どもが12才未満のとき、平和オフィサーは事件をディレクターに報告することができる。

第6条 観 察 (1) ディレクターは、第4条または第5条のもとで作成された報告書および他の主張または証拠を検査し、かつ、子どもが保護的サービスをうける必要がある旨を決定することができる。ただし、ディレクターが下記のとおり満足するときは、この限りでない。

- (a) レポートまたは主張は悪意になされた。
- (b) レポートまたは主張は信頼に値する合理性がなしになされた。
- (c) レポート、主張または証拠は根拠を欠いているか、または
- (d) 家族メンバーの1人またはサービスのための共同資標としての家族の保護と一致するであろう。

(2) ディレクターが第1項の下で家族のメンバーの1人または家族を共同の資源と考えるならば、共同の資源はディレクターによって観察されることを必要とする子どもの保護に関するなんらかの事項を報告するであろう。

(3) 観察後、ディレクターの意見によれば、子どもは保護的なサービスを必要としないとき、ディレクターは本法のもとで、ディレクターが必要と考えるなんらかの手段をとるであろう。

(4) 調査後に、ディレクターの意見によれば、それが子どもの保護に合致するとき、ディレクターは、子どもを監護する人または子どもを1時的に世話している人に、子どもを託すであろう。

第7条 緊急時の世話 (1) 合理的な搜索ののち、または死亡、無資格となったため、子どもの監護者が配置されないとき、ディレクターは、監護者が配置されるか、または子どもの世話のために他の満足のいく準備ができるまで、子どもをある人の世話のもとにおくために、子どもを運ぶことができる。

(2) 第1項のもとで指定された人は、子どもが発見された場所において子どもの世話をし、その目的のために

- (a) 居所に入り、
- (b) 居所に居住し、
- (c) 子どもの世話をする必要から、そこで通常の家事活動をし、

子ども福祉法

- (d) 居所において子どもが居住するための合理的なコントロールを行う。
- (3) 第1項のもとで指名された人は、居所に住むすべての子どものうえに合理的なコントロールを及ぼす。
- (4) 第1項のもとで誰れかが任命されるとき、第2項のもとで同人の義務を果す課程において、またはその人を援助することも福祉ワーカーがこれらの義務を所有者または占有者の許可を得ることなしに遂行するについて、いかなる責任も負わされない。

第2部 合意

第8条 扶養合意 (1) ディレクターは、定められた型式により、子どもの保護者または他の人と、明示または黙示の同意による裁判所の命令または合意に従って、家族または子どもに対する扶養の規定に関して、合意をすることができる。

- (a) 子どもが保護サービスを必要としており、かつ、
- (b) 扶養サービスの規定の結果、子どもの存続、安全および発展は、子どもが監護者と共に生存しているかどうかにかかっている。
- (2) ディレクターは、定められた型式により、16才またはそれ以上の年令の子どもと、扶養サービスの規定について、
- (a) 子どもが監護者と独立して生活しており、かつ、
- (b) 扶養サービスの規定の結果、子どもが子どもの後見人と共に独立して生活しておれば、適切に保護されるべく、

合意することができる。

第9条 監護合意 (1) ディレクターは定められた型式により、子どもの監護者と6カ月を越えない期間で、子どもの監護を引き受ける旨を合意することができ、かつ、ディレクターの意見によれば、

- (a) 子どもは保護者サービスを必要としており、かつ、
- (b) 子どもが子どもの監護者と共に生き残るとき、子どもの生存、安全または発展は適切に保護されない。
- (2) 第1項の規定は、自信の基礎となっている情報が信用できるものであり、かつ、それを打ち開けることは、他の法律によって禁止されている。
- (3) 本条はソリシターと依頼者の関係の結果としての特権である情報には、適

用されない。

(4) 監護合意は、それぞれ6カ月を越えない期間、更新されることができるが、1名以上のディレクターの監護のもとにあるか、または1時的な監護命令のもとにあることもは、2年を越えないものとする。

(5) 第4項の規定にかかわらず、監護合意は子どもが1人以上のディレクターの監護のもとにあったか、または新しい監護合意の期間の直前5年間、1時的監護命令に従って行われる。

第10条 監護合意の条項 監護者または子どもとディレクターの間の監護合意は下記の条項を含むものとする。

- (a) 提供されるサービスの記述を含む子どもの世話のための計画。
- (b) 子どもおよび子どもの監護者または他の人との間に用意される訪問または他のアクセス。
- (c) 監護者が権限をディレクターに移す範囲。
- (d) 子どもがディレクターに監護されている間に、子どもの扶養のために監護者によってなされる財政的または他の寄与。

第11条 永続的な監護合意 (1) 子どもが6カ月未満の継続的な期間の間、少なくとも1人の子どもの監護者による現実的な監護をうけているとき、すべての子どもの監護者およびディレクターは、定められた型式で永続的な監護合意をすることができ、そのうえでディレクターは子どもの監護を引き受けるであろう。

- (2) 本条に従って合意がなされるとき、
 - (a) 合意のときは子どもの監護者であった人の監護は終了する。
 - (b) 合意がなされたときに子どもの監護者でなかった人に合意の効力が及ぶ。その親が合意を通知したかどうかを問わず、子どもの監護者ではなかった。
 - (c) ディレクターは、あらゆる目的のために子どもの唯一の監護者であり、かつ、
 - (d) 合意は第12、第13、第14条または第40条(2)に従ってのみ終了されよう。

第12条 永続的な監護合意の終了 (1) 第11条のもので永続的な監護合意に入った監護者は合意の日より10日以内に、ディレクターに書面で、合意を終了し、かつ、合意の主体である子どもをその監護者に返すべく要求することができ

子ども福祉法

る。

(2) 第3項の規定に従い、第1項の下で監護者からの請求を受け取るディレクターは、請求されている永続的な監護合意の一方当事者であった誰れか他の監護者に通知し、かつ、48時間以内に子どもを第1項のもとで、またはディレクターおよび請求する監護者によって合意される他の期間内に、監護者の監護のもとにおく。

(3) 永続的な監護合意は、48時間または第2項の下で合意した他の期間の経過によって終了する。

(4) 本条の下での永続的な監護合意を終了させることは、永続的な監護合意の主体である子どもに、合理的かつ蓋然的な保護サービスを与える必要があると信じるディレクターは、

(a) 第8条もしくは第9条のもとで合意するか、または

(b) 第3部のもとでの命令のために定められた型式で裁判所に請求することができる。

第13条 合意を終了させる命令の申請 (1) 第11条のもとで永続的な監護合意の主体である子どもの親と主張する人は、合意後、10日以内に書面でディレクターに、合意を終了し、合意の主体である子どもを監護者に返すことができる。

(2) 第1項のもとで申立人は、申立の審理の性質、時刻および場所をおそくとも1日前までに

(a) ディレクター、および

(b) 永続的な監護同意が開始される前に子どもの監護者であった人に、通知するものとする。

(3) 第23条5項および6項の規定は、本条のもとで適用される。

(4) 裁判所は本条のもとでの申立の審理を15日を越えない期間、または申立の当事者によって合意されたそれより長期間、延長することができる。

(5) 申立人は子どもの親であることについて裁判所が満足するとき、裁判所は永続的な監護同意を終了し、下記の1つ以上を実行することができる。

(a) 申立人は子どもの親である旨を宣言し、

(b) 裁判所が満足するとき、子どもの監護者として申立人を任命し、

(i) 申立人は子どもの監護の責任をよるこんで引き受け、かつ、

(ii) それが子どもの最善の利益であるとき、申立人が子どもの監護者に

任命され、

(c) 裁判所が

- (i) 監護者は子どもを監護することができ、よろこんで引きうけ、かつ
- (ii) 監護者が子どもの監護を引きうけるのが最善の利益であると満足するとき、子どもは誰れか子どもの監護者によって喜んでひきうけられることができる。

(6) 裁判所が第5項の下で命令する場合に、

- (a) 永続的な監護合意がなされる前に、子どもの監護者であったある人の監護が回復されるとき
- (b) ディレクターによる子どもの監護が終了し、かつ、
- (c) ある人が第5項(h)のもとで監護者として任命されるとき、その人は子どもの他の監護者と同等の子どもの監護者である。

(7) 裁判所が第5項(b)のもとで命令する場合に

- (a) 子どもの他の監護者が終了に関心をもっているとき、裁判所が追認するか、または
- (b) そうすることが必要か、望ましいかを判断するとき、

子どもの誰れか他の監護者の監護を終了させる。

(8) 本条のもとで命令がなされるとき、申立人がディレクターに命令のコピーを手渡すまで、効力を生じない。

第14条 面接および扶養合意 (1) ディレクターは定められた型式で

- (a) 1時的後見命令の主体である子どもの後见人、または
- (b) 1時的後見命令の主体である子どもと重要な関係にある誰れかと

合意することができる。

(2) 合意には下記を含むことができる。

- (a) 子どもと監護者の間もしくは子どもと重要な関係をもつ人との間に設けられる訪問または他の面接。
- (b) 条件がもしあれば、その下でディレクターは子どもに関する事項について監護者に相談するであろう。
- (c) 子どもが1時的監護命令の主体である間に、子どもの扶養のためにディレクター以外の監護者によってなされる財政的ないしは他の方法による寄与。

子ども福祉法

(d) 子どもの監護に関するその他の事項。

第15条 年少の親 18才未満の人によって本法の下でなされた合意は、あたかもその人が18才に達していたかのように、有効である。

第3章 裁判所の命令

第16条 監督命令の申立 (1) ディレクターは裁判所に対し、第28条のもとで定められた命令の型式により、子どもの監督および子どもが請求されて同居しているとき、ディレクターの意見によれば、

- (a) 子どもが保護サービスを必要としている。
- (b) 子どもおよび子どもと同居している人の監督が子どもの生存、安全または成長を確保するのに必要であり、かつ、
- (c) 子どもの生存、安全または成長が監督の結果として適切に保護されるであろう。

(2) ディレクターが第1項の下で申し出るとき、ディレクターは提案された監督の条項に関する勧告を含めるものとする。

第17条 1時的な保護の申出 ディレクターは定められた型式により、

- (a) 子どもは保護サービスを必要としており、かつ、
- (b) 子どもの生存、安全または発達、子どもが監護者のもとに留まっておれば、適切に保護されることができない。

旨の意見をのべることができる。しかし、そのことは合理的な期間内に子どもが子どもの監護者に返えされるか、または子どもが16才以上であれば、独立して生活できることを前提としている。

第18条 永続的な監護の申立 (1) ディレクターは定められた型式で、裁判所に子どもに関して第34条のもとで、永続的な監護命令を適用すべく申立をすることができる。

- (a) 子どもが保護サービスを必要としているか、または一時的な監護命令の主体であるとき、
- (b) 子どもの生き残り、安全または発達は、子どもがディレクター以外の監護者のもとに留まるか、返えされるとき、適切に保護されることができず、また
- (c) 子どもが合理的な期間内に子どもの監護者に返えされることができる

か、またはそうすべきであると合理的に期待することができない。

(2) 子どもの監護者は、定められた型式により、永続的な子どもの監護を放棄する申立をすることができる。

第19条 逮捕命令 (1) 子どもが保護サービスを必要としていると信じるディレクターは、合理的かつ蓋然的な理由があるとき、裁判所の判事に一方的に申立をし、または判事が誰れも合理的に利用できないとき、治安判事に対し、

(a) ディレクターが子どもを逮捕するのを許可し、または

(b) 判事が子どもをある場所または財産の中に発見されるであろうと満足するとき、ディレクター、こども福祉従事者または命令の中で指名された人および手助けのために呼び出された誰れかが、その場所または財産の中に入り、搜索し、子どもを捕らえることができる。

(2) (a) 第2部のもとでディレクターの監護のもとにある子どもが、ディレクターの許可なしに、ディレクターの監護から離れ、または他に移され、かつ、

(b) ディレクターは子どもはある場所または施設の中に発見されるであろうと信じる合理的かつ蓋然的な理由があるとき、ディレクターは、裁判所の判事に、判事が合理的に利用できるときは、第3項のもとで判事に一方的に申立てることができる。

(3) 裁判所の判事または治安判事は、合理的かつ蓋然的な理由にもとづいて、子どもがある場所または財産の中に発見されるであろうと満足するとき、ディレクター、子ども福祉委員または命令の中で指名された人および手助けとして呼ばれた保安官は、必要ならば実力を用いて、命令の中で指定された場所または建物の中に入り、子どもをディレクターの監護に返えす目的で捜査し、身柄を確保し、ディレクターに返えすものとする。

(4) 第2項に参照された子どもは、ある場所または財産の中で発見され、子どもの生命および財産は、第3項または第5項のもとでの命令を彼女のために必要とされる期間の結果、ディレクターは、命令なしに、必要ならば実力を用いて、第3項に特定された目的のために、これらの場所または財産に立ち入ることができる。

(5) ディレクターの意見によれば、第1項または第2項に従い命令を請求して個人的に裁判官の面前に出頭することは不可能と思われるとき、ディレクター

子ども福祉法

は電話または他の通信手段によって、裁判所の首席判事の指定する裁判官に申立をすることができる。

(6) 電話または他の通信手段による命令の申立の基礎をなす情報は、可能な限り、宣誓の上、できる限り速やかに、記録または記録の転写をし、時間、日付および内容について裁判官による説明をうけ、裁判所の書記官の許にファイルされるものとする。

(7) 第6項の目的のため、宣誓は電話または他の通信手段によって変えられるものとする。

(8) 電話または他の通信手段によって提出された情報には、下記を含むものとする。

(a) ディレクターが個人的に裁判所の判事または裁判官の面前に出頭するのを不可能にする事情の陳述。

(b) 知れておれば、子どもの同一性、

(c) 第1項のもとでの適用に関して、子どもが保護的サービスを必要としていると信じるディレクターの理由についての陳述。

(d) 第2項の下での適用に関して、ディレクターが子どもを監護し、子どもはこの場所または前記財産の中で発見されるであろうとディレクターが信じる理由。

(e) 子どもは搜索された場所または建物の中で発見されるであろうと信じるディレクターの陳述の根拠。

(f) ディレクターが承知している同一の子どもに関する本来のもとでの命令の申立の陳述。

(9) 第5項に引用された裁判所の判事が電話または他の通信手段によって行った申立は、

(a) 第8項の要求に合致しており、かつ、

(b) 第1項または第2項の下で適用する目的のため、個人的な搜索と逮捕に関する同様の権威を与えるであろう。

(10) 裁判所の判事は第9項の下で命令を作成するとき、

(a) 判事は定められた方式で命令に署名し、その表面にそれが作成された時間、日付および場所を記載するものとする。

(b) ディレクターは、判事の指示に従い、定められた型式で命令をファッ

クスで複写し、表面に命令を作成する裁判所の判事の名前および日時および場所を明記し、かつ、

(c) 判事は、命令が作成されたのち可能な限りすみやかに、命令を裁判所の書記官に手渡すものとする。

(11) 電話または他の通信方法によってなされた命令は、第1項のもとで適用する目的のため個人の出頭を免除するような事情によってのみ拒否されることはない。

(12) 第1項の規定にかかわらず、子ども福祉ワーカーまたは保安官が、合理的かつ蓋然的な理由により、

(a) 子どもが遺棄され、行方不明となり、または保護者がいない。

(b) 子どもが保護者の同意なしに子どもの保護者の監護をのがれ、その結果、保護者が生活必需品を供給することができない。

(c) 子どもが肉体的に傷つけられたり、性的に虐待される実質的な危険が存在しているがゆえに、

子どもの生命または健康が著しく切迫した危険にさらされていると信じる蓋然的な理由がある。

(13) 第12項の下で子どもを逮捕することを許された人および子どもは、ある場所または施設の中で発見されるであろうと信じる合理的かつ蓋然的な根拠のある人は、命令なしに、必要ならば実力を用いてその場所または施設に入り、子どもを探索することができる。

(14) 第1項の規定にかかわらず、子ども福祉ワーカーまたは保安官が合理的かつ蓋然的な理由にもとづいて、子どもは後見人の同意なしに後見人の監護からのがれたと信じることができる。

第20条 逮捕の通知 (1) 子どもが逮捕されたとき、ディレクターは子どもの後見人に

(a) 子どもが逮捕されたこと、

(b) もしあるならば、第22条(7)項に従って、ディレクターが子どもを監禁する意思、さらに

(c) もしあるならば、第22条(7)(b)に従ってディレクターが命令を請求する。

(2) 第1項のもとでの通知は、なんらかの方式で、口頭または文書によることができる。

子ども福祉法

(3) 第1項の下での通知には、逮捕の理由および第21条のもとでの後見人の権利を含むものとする。

(4) 本法の下での手続の有効性は、本条に従って通知すべく合理的な努力ののち、ディレクターができなくとも、影響をうけない。

第21条 逮捕後の裁判所への申立 (1) 子どもが第19条のもとで逮捕され、2日以内に子どもの監護者に返されないとき、ディレクターは定められた型式で裁判所に監督命令、1時的または永久的な保護命令または、子どもの監督を子どもの後見人に返すものとする。

(2) [2000年法、第26章、第11条(2)により廃止]

(3) 第1項の下での申立は、子どもが逮捕されてから10日以上のものになされるものとする。

(4) (a) 子どもが子どもの監護者に返えられるか、もしくは

(b) 第8条または第9条のもとで子どもに関して合意がなされたとき。

第3項に定められた期間が経過する以前に、第1項の下でなされた申立は、申立の審理のために予定された時間および場所において、取り消されることができ。

(5) 子どもが逮捕され、2日以内に子どもの後見人に監護が返えされないときは、ディレクターは、定められた型式の請求書をディレクターに送達することができる。

(6) 第3項の規定にかかわらず、ディレクターが第5項のもとで、一覧払約束手形の交付をうけたとき、第1項のもとでの申立は、ディレクターが送達をうけたのち、1日以内に審理されるものとする。

(7) ディレクターが一覧払約束手形を交付されたとき、子どもが12才以上であれば、ディレクターは審理の時間および場所を後見人および子どもに通知するものとする。

(8) 第7項の規定の下での通知は、どのような方法でもよく、口頭でも文書でもよい。

(9) 本法の下での手段の有効性は、ディレクターが合理的な努力ののち、本条に従って注意を与えることが不可能であっても、影響をうけることはない。

(10) ディレクターが一覧払約束手形の交付をうけなかった場合、ディレクターは子どもの監護者および子どもに、審理の理由および場所を、審理の日以前、

少なくとも2日前までに送達するものとする。

- (1) 裁判所は、本条の下で申立を聞き、
- (a) 子どもが保護サービスを必要としていると満足しないとき、ディレクターに対し、子どもを子どもの監護者の監護に戻すか、または、
 - (b) 子どもが保護サービスを必要としていると満足するとき、本節のもとでなされる子どもに関するなんらかの命令をする。

第22条 ディレクターによる監護 (1) 第2項の規定に従い、子どもが逮捕された場合に、ディレクターが独占的に子どもを監護しているとき、子どもの世話、扶養および福祉について責任を負い、かつ、

- (a) 子どもを輸送し、その間、子どもの生存、安全または発達を確保するため、ディレクターがそれを必要と考えるとき、子どもを安全な施設に収容し、さらに、
 - (b) 子どもの監護者が医師または歯科医師によって推せんされる子どものための基本的な医学的・歯学的または他の治療的処置をうけることに同意できない場合、または無責な場合は、子どものためにこれら以外の処置をすることが許される。
- (2) 気づかっていた子どもの監護者が、子どものための実質的な医学的、外科、歯科または他の治療的処置をうけるのに同意することを拒否していたとき、ディレクターは裁判所に処置を許可する命令を請求することができる。
- (3) ディレクターは、子どもの監護者に第2項の下での請求の時期および場所を通知し、審理のために定められた日よりも少なくとも1日前に通知を送達するものとする。
- (4) 第3項の規定にかかわらず、裁判所はディレクターの一方的な申立により、第3項の下での通知の送達またはそれより短時間の通知をすることが許される。
- (5) 裁判所が手術をうける子どもにとって彼等の利益であると満足するとき、裁判所は、子どもの監護者が処置に同意するのを拒否するにもかかわらず、許可することができる。
- (6) 子どもが本条のもとでの命令に従った手術をうけたとき、子どもの監護者が手術に同意しなかったことのみを理由に責任を問われることはない。
- (7) ディレクターが子どもを第1項(a)に従って監禁するとき、ディレクターは監禁後3日以内に裁判所に出頭し、

子ども福祉法

- (a) なぜ監禁が必要であったか、その理由を説明し、かつ、
 - (b) 必要であれば、子どもの監禁を6日以内のみ許可する命令を請求する。
- (8) 第7項に従った申立は裁判所の判事、女王座裁判所の判事または治安判事によって審理される。

第23条 申立の通知 (1) ここにみる第3部のもとの、第21条のもとの適用以外のすべての審理の性質、日時、時間および場所は、申立により、

- (a) 子どものすべての監護者に、
 - (b) 申立人がディレクターでなければ、申立人に
 - (c) 子どもが12才以上であれば、子ども、
 - (d) 子どもが申立の直前6カ月以上、養親による継続的な世話のもとにあったときは養親
 - (e) 子どもが逮捕されたとき、子どもが誰れか他の人の継続的な世話のもとにあったとき、その他人、
- (2) 第1項の下での通知は、個人的に
- (a) 子どものすべての監護者、および
 - (b) 子どもが12才以上であれば、その子、
- (3) 第1項のもとの通知は郵便により
- (a) ディレクター
 - (b) 養親および
 - (c) 子どもが逮捕されたとき、子どもの世話をしている人
- (4) 第1項のもとの通知は、審理のために定められた日より少なくとも5日前になされる。
- (5) 裁判所がそうすることが適切であると判断するとき、裁判所は、審理のために定められた日付より少なくとも5日前に、下記のいずれかの通知を送達することができる。
- (a) 一方的な送達、書留郵便による送達またはこれらにかかる下記のいずれかの方法による。
 - (b) 命令が(a)項のもとでなされるとき、送達される時間を拡大または縮小する。
 - (c) 命令が(a)項のもとで作られているとき、審理の時間を拡大する。
 - (d) 被扶養成年法のもとで指名された後見人に認められたサービスを許可

する。

(e) より短期間の通知を許可する。

(f) ディレクター以外の誰れか他のサービスを免除する。

(6) 第(5)項の下で許可が与えられるかどうか、裁判所は審理の際に下記のいずれかを行うことができる。

(a) 事情の下で適切と判断される形式でなされた改善サービス。

(b) 短縮された期間を十分な通知と立証する。

(c) ディレクター以外の誰れかについて通知を免除する。

第24条 審理からの除外 (1) 第2項の規定に従い、裁判所が

(a) 裁判所と提出された証拠または情報が、第3部の下で審理の対象とされている子ども、または証人とされている子どもに異状な損害を加えることになると満足するとき、または

(b) 法廷から公衆の1部または全部を排除するのが公の道徳・秩序の維持または正義の遂追に合致すると満足する場合に、裁判所はその人の出席が手続の進行に必要でないと判断するとき、手続の全部または1部から、子どもの監護者を含むすべての人々を排除するであろう。

(2) 裁判所はディレクターまたは当事者のいずれかを代理する弁護士を廃除することはなからう。

(3) 本部のもとでの審理の最初に、裁判所は当事者双方に第1項のもとで申立をする権利があることを通知するものとする。

第25条 公告による禁止 (1) 裁判所の同意がある場合は別として、いかなる人も、子どももしくは子どもの監護者の名前または子どももしくは子どもの監護者の同一性を確認するのに役立つ情報を公表してはならない。

(2) 第1項に違反する人は罪を犯しており、2,000ドル以下の罰金に処せられ、支払わないときは6カ月未満の監禁に処せられる。

第26条 延期 (1) 裁判所は第3部のもとでの審理を40日を越えない期間または当事者の合意するそれより長い期間、延期することができる。

(2) 裁判所が第1項の下で審理を延期するとき、審理の主体である子どもに関して、

(a) 子どもの監護または面接について定め、また

(b) 子どもが1時的な監護命令の対象であるとき

子ども福祉法

延期の間

(3) 第1項の規定にかかわらず、第44条(2)のもとでの堅固な処置命令の主体である子どもに関する審理は、30日以上延期されることができる。

第27条 裁判所の一般的な権限 第3部のもとでの審理ののち、裁判所は、本節または第4節のもとで作成する権限をもつならかの命令を作成し、それが子どものディレクターまたは監護者によって請求されたものでないにもかかわらず、その命令の妥当性が確認されるとき、裁判所は本節または第4節のもとで命令を作成することができる。

第28条 管理命令 (1) 裁判所は

- (a) 子どもが保護サービスを必要としており、さらに
- (b) 子どもおよび子どもと同居している人々との命令的な監督およびこれらの人々が命令の条項に従うことが子どもの生存、安全または発展に必要である。

(2) 裁判所は本条のもとでの命令に先立って、監督の条項に関して、ディレクターの勧告を考慮するものとする。

(3) 監督命令は、

- (a) ディレクターが子どもを居所の内部で監督し、かつ、
 - (b) (i) 子ども福祉ワーカーによる居所のひんぱんな訪問、
 - (ii) 子どもまたは子どもと同居する人の処遇の評価、および
 - (iii) 裁判所が必要と判断する何か他の事項、
- に関する合理的な条項をのべるものとする。

第29条 監督命令の違反 (1) 定められた方式によるディレクターの申込に対し、裁判所が子どもと同居している監護者または他の人が監督命令の条項に違反していたと満足するとき、裁判所は子どもの保護サービスの必要に関するさらなる証拠を審理することなく、

- (a) 監督命令を更新、変更または拡大もしくは、
- (b) 子どもに関する1時的監護命令または永久的監護命令をする。

(2) 第23条の規定を第1項の下での審理の時間および場所の通知に適用する。

第30条 禁止命令 (1) 子どもが第19条のもとで逮捕されるか、管理命令もしくは1時的または永続的監護命令を受け、かつ、ディレクターが合理的・蓋然的理由にもとづいて、ある人が肉体的または感情的に子どもを傷つけるか、性

的に濫用するか、または売春に従事させていると満足するとき、ディレクターは女王座裁判所に下記のいずれか、または双方を適用するよう請求することができる。

(a) その人が子どものそばに住むことを制限する命令。

(b) その人がなんらかの方法で子どもと接触するのを控えるべき命令。

(2) 女王座裁判所は本条のもとで、6カ月を越えない期間の命令を制定することができる。

(3) 女王座裁判所が本条のもとで子どもの親を制約する命令を制定するとき、裁判所は子どもの扶養のためにその親によって作成されるべき、財政的または他の方法による寄与を定めるさらなる命令をすることができる。

(4) 禁止命令によって禁止されている人は、女王座裁判所に、命令の再審理を請求することができる。

(5) 第4項のもとでの申立の審理にもとづき、女王座裁判所は命令を継続、変更または終了させることができる。

第31条 1 時的監護命令 (1) 裁判所は

(a) 子どもが保護サービスを必要としており、かつ、

(b) 子どもが子どもの後見人のもとに残されるとき、子どもの生存、安全および発達に適切に保護されない

と満足するとき、1年を越えない期間、子どもの監護者としてディレクターを指名する命令をすることができる。

しかし、合理的な期間中に子どもは子どもの監護者の監護に返えされるであろうと期待できるとき、または子どもが16才以上であれば、子どもは独立して生活できるであろう。

(2) 裁判所が第1項の下で命令するとき、ディレクターは他の監護者と共に共同監護者となり、第4項の下での命令に従い、第6章のもとでの手続は別として、子どもの監護者としてのすべての権限を行使することができる。

(3) 第1項の下で命令がなされたのち、ディレクターは裁判所に、提供されるべきサービスの概要を含む子どもの世話のためのプランを30日以内に提出するものとする。

(4) 1時的監護命令をするに当り、またはその期間中に、裁判所はディレクター、子どもの監護者、子どもが12才以上であれば子ども、または子どもが重要な関

子ども福祉法

係をもっている誰れか他の人に、事態が合意によって解決できないか、または合意条項が応じられなかったとき、以下のように命令する。

(a) 子どもと監護者または子どもと重要な関係をもっている他の人との面接が定められるべきである。

(b) ディレクターが子どもに影響を及ぼす事態について後見人と協議するか、または、

(c) 子どもの扶養に関する財政的寄与は、

(i) 子どもの扶養について法律上で責任を負っているディレクター以外の人により、または

(ii) 子どものために信託として保有されている財産または不動産の受託者によりなされるべきである。

(5) 12才またはそれ以上の子どもと、子どもが重要な関係をもっている人との間の面接を定める第4項のもとでのいかなる命令も、子どもの同意なしにすることはできない。

(6) 本条のもとでの命令は、ディレクターまたは子どもを監護している誰れかは、1時的監護命令の終了前に、ディレクターまたは裁判所を手助けするために、アセスメントに提供し、事件に応じて、命令が満了し、または終了するとき、監護者または子どもの監護を引きうけている他の人の適応性を決定することができる。

(7) 裁判所は、第6項のもとで命令する以前に、アセスメントに関するディレクターの勧告を考慮するものとする。

第32条 監督命令または1時的監護命令の再審理 (1) 子どもが監督命令または1時的監護命令の主体であり、かつ、命令に関する控訴期限が経過したとき、

(a) 命令の期間中はいつでもディレクター、または

(b) 子どもの監護者または子どもが12才以上のときは、命令の期間中にもう一度、

裁判所に定められた型式により、当初の命令を更新し、変更し、または終了させるか、または第28条、31条または34条のもとでの新しい命令を申し立てることができる。

(2) 本条のもとでの命令を再調査し、裁判所は関連すると思われる事項を考慮し、以下のように判断するものとする。

- (a) 子どもが保護サービスを必要とする事情が変更したかどうか、
- (b) 子どもまたは子どもの家族のために提供された保護的サービス、
- (c) ディレクターが裁判所によって子ども又はこどもの家族の世話のために提供された計画に従ったかどうか、
- (d) ディレクター以外の監護者が命令に従ったかどうか。

(3) 別の命令をするのが子どもの最善の利益であったにちがいないと判断する場合を除いて、裁判所は本条のもとでの申立の審理に関する当初の命令の期間を延長するものとする。

第33条 1時的監護命令の条項 (1) こどもが1人または数人のディレクターによる監護をうけるとき、または第106条のもとで1時的監護命令の主体であるのは、2年を越えないものとする。

(2) ディレクターが第22条1項または第106条のもとでの合意に従って、子どもを監護する期間は、第1項の全累積的期間の算入に含められるべきではない。

(3) 第1項の規定にかかわらず、子どもが1人以上のディレクターの監護の下になかったとき、または申立の日の直前5年間、1時的監護命令の主体でなかったとき、裁判所は子どもに関してさらに2年を越えない累積期間、1時的監護命令をすることができる。

(4) 第1項の規定にかかわらず、裁判所がそうするについて有効かつ十分な理由があると判断するとき、1年を越えないさらなる期間、1時的監護命令をすることができる。

第34条 永続的な監護命令 (1) 裁判所は、ディレクターによる本条のもとでの請求により、

- (a) 子どもが保護サービスを必要としているか、または1時的監護命令に従っている。
- (b) 子どもの生存、安全または発達、子どもが子どもの監護者の許に留まっているか、監護者に返えられるならば、適切に保護されることができ、また、
- (c) 子どもが合理的な期間中に子どもの監護者に返えられることができるか、または返えられるべきである

と満足されるとき、ディレクターを子どもの監護者として任命する永続的な監護命令をすることができる。

子ども福祉法

- (2) 裁判所は子どもの監護者による本第3部の規定に従った申立にもとづいて、
- (a) 監護者が監護者の監護を放棄することを望んでおり、かつ
 - (b) 子どもが12才以上であれば、子どもが命令に同意する
- とき、ディレクターを子どもの監護者として指名する永続的な監護命令を作成する。
- (3) 裁判所は、そうすることが子どもの最善の利益に合致すると満足するとき、第2項(b)の下で要求される合意を免除する命令をすることができる。
- (4) 裁判所が永続的な監護命令をするとき、ディレクターは子どもの身体の一の監護者であり、かつ、子どもの不動産の唯一の受託者である。
- (5) ディレクターは、請求にもとづいて、公的受託者に永続的な監護命令のコピーを送付するものとする。
- (6) 裁判所が永続的な監護命令をするとき、ディレクターの請求にもとづいて、
- (a) 子どもの扶養料について法律上責任を負うことができるディレクター以外の人、または
 - (b) 子どものために信託として保有される財産または不動産からの受託者によって、
- 子どもの扶養料とする財政的寄与がなされるよう命じることができる。
- (7) 命令が第6項のもとでなされるとき、ディレクターまたは財政的寄与をすべく命じられたディレクターまたはある人は、命令の再審理を裁判所に申し立てることができる。
- (8) 永続的監護命令をするに当り、またはその期間中いつでも、裁判所はディレクター、子どもの前監護者、もし子どもが12才以上であれば、子どもが重要な関係をもっている人は子どもおよび前監護者または他の人との間に面接を定める命令をすることができる。
- (9) 12才以上の子どもに関して、第8項のもとで、いかなる命令もなされない。
- (10) ディレクターは、定められた型式で
- (a) 永続的監護命令の主体である子どもの前監護者、または
 - (b) 永続的監護命令の主体である子どもと重要な関係をもつ他の誰れかは、訪問または他の面接が子どもと前監護者または他の人との間に限って認められる。
- (11) 12才以上の子どもに関する第10条(b)項の下での合意は、子どもの同意なし

になされないものとする。

(12) 裁判所は、命令によって定められた面接が子どもの養子縁組に関係がないと満足しなければ、第8項の下での命令をしないものとする。

(13) 第8項のもとで命令がなされるとき、ディレクターは子どもが12才以上であるか、または命令のなかで面接が認められた人は、裁判所に命令の再審理を申し立てることができる。

(14) 第13項の下で請求を審理するに当り、裁判所は原命令を継続、変更または終了させることができる。

第35条 永続的監護合意または命令の終了 (1) 子どもが永続的監護合意または命令の主体であるとき、ディレクターが子どもは合意または命令がなされる以前に子どもの監護者であった人の監護に返えされるべきであると満足するとき、裁判所に永久的監護合意または命令を終了する命令を請求することができる。

(2) 子どもが第8条2項の下で扶養合意の主体であるとき、第9条2項の下での監護合意、1時的または永続的監護命令または永続的監護同意が18才に達したとき、ディレクターは規則に定められた

- (a) 期間および目的、さらに
- (b) 規則に定められた条件に従い、

子どもに世話および扶養料の支給を継続することができる。

第36条 共同監護者 (1) 子どもが永続的監護合意または命令の主体であるとき、成人は誰れでも定められた方式に従い、裁判所に対し、ディレクターと共同して監護者に任命されるよう請求することができる。

(2) 申立人は、申立が審理される日時、場所をディレクターに、審理の日より30日前に通知するものとする。

(3) 裁判所は

- (a) その人が子どもの共同監護者の責任を引きうけ、しかもよろこんでそうすることができ、
- (b) その人が子どもと重要かつ継続的な関係を維持しており、
- (c) 子どもは、12才以上であれば、それに同意しており、
- (d) ディレクターの意見によれば、子どもが合理的な時間内に養子とされることはできず、しかも

子ども福祉法

(e) 共同監護者として同人を任命することが子どもにとって有利であると満足するとき、その人をディレクターと共同して監護者に任命することができる。

(4) 裁判所が第3項の下で命じるとき、ディレクターは

(a) 第5項のもとでの裁判所の命令に従い、他の監護者を排除して子どもの監護者としての権限を行使することができ、しかも

(b) 子どもの縁組に同意する唯一の権限をもっている。

(5) 裁判所が共同監護者を任命する命令をする場合に、ディレクターまたは共同監護者の申立により、ディレクターおよび共同監護者が合意を裏書きできず、または合意の条項に従わなかったとき、

(a) 共同監護者および子どもの間に定められるべき面接および

(b) ディレクターが子どもに影響を及ぼす事項について共同監護者と協議するための条件

を定める命令をすることができる。

第37条 共同監護者の再審理 (1) 裁判所が第36条のもとで命令をするとき、ディレクター、共同監護者または12才以上の子どもは、裁判所に対し、定められた型式でいつでも、命令の再審理の申立をすることができる。

(2) 申立人は申立の再審理がディレクターによってなされる日は、時間および場所を、子どもが12才以上であれば、審理の日の5日前までに通知するものとする。

(3) 裁判所は、申立を審理し、第36条の規定に従って、第36条のもとでなされた命令を継続変更または終了させることができる。

第38条 両親の婚姻 婚姻外で生まれた子どもが永続的監護命令の主体であり、その後、生物学上の母と父が婚姻するとき、子どもの生物学上の父は婚姻の日付以前に子どもの監護者に与えられ、または送達されることが要求されるすべての通知を与えられ、または送達されたものとみなされる。

第39条 監護する権利 1時的もしくは永続的監護命令または永続的監護合意のもとで行われる子どもを監護するディレクターの権利は、監護命令が

(a) 本法のもとでの手続の当事者である人に与えられたか、または

(b) 1時的もしくは永続的監護命令または合意がなされる以前または以後の永続的監護合意の強制執行が、場合に応じて与えられ、

しかも1時的または永続的監護命令または永続的監護合意が存在する間、監護命令の効力は停止されている。

第40条 命令の期間 (1) 1時的監護命令は

- (a) 裁判所によって命令が消滅し、または終了され、もしくは
- (b) 子どもが18才に達したか、または、
- (c) 子どもが婚姻したか、

最初にいづれかが生じたときまで、有効である。

(2) 永続的監護命令または合意は、

- (a) 合意または命令が裁判所によって終了され、
- (b) 私的監護命令が子どもに関してなされ、
- (c) 養子縁組命令が子どもになされ、
- (d) 子どもが18才に達したか、または
- (e) 子どもが婚姻したか、

いずれかが最初に生じるまで、効力がある。

第41条 扶養 本法のもとで、ある人が子どもの扶養料を支払うよう請求する命令をするに当り、裁判所は下記を含むすべての関連する事情を考慮するものとする。

- (a) その人の収入、稼働能力、財産および他の財政上の資源またはその人の配偶者およびその人と同居している他の人の利益、
- (b) 子どものニーズ、
- (c) 現在および過去の子どものおよび本人の生活水準、
- (d) 教育をうけることについての子どもの合理的な希望。
- (e) ある人が誰れか他に人のために扶養料を支払う法律上および道徳上の義務、
- (f) 子どもの資産—子どもに対する身体的傷害を賠償するために支払われた損害賠償またはセトルメントを除く子どもの資産、
- (g) 公金以外の子どもの扶養するためのなんらか他の法律上の権利、および
- (h) その人のニーズ。

第42条 子どもの死亡 (1) 永続的監護合意または命令の主体である子どもが死亡したとき、ディレクターは、

子ども福祉法

- (a) 子どもの身体の検死に同意し、かつ、
 - (b) 子どもの身体の埋葬その他の取り決めをすることができる。
- (2) 1 時的な監護命令の主体である子どもが死亡したとき、ディレクターは、もし、
- (a) ディレクターが合理的な努力をしたのち、合理的な期間内に、子どもの他の監護者を見つけるための合理的な努力をつくすことができなかったか、または
 - (b) 子どもの他の監護者が子どもの身体の埋葬その他の処分をすることができないとき、
- ディレクターは、子どもの身体の埋葬その他の処分をすることができる。